

## 回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務プロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務

#### (2) 業務の目的

別添の「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務仕様書」のとおり

#### (3) 業務内容

別添の「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和2年2月28日まで

#### (5) 履行場所

周南市回天記念館

#### (6) 業務に要する費用（提案上限額）

金11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出時点において、平成30・31年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」の「(大分類) コンピュータサービス」の「(小分類) システムの設計・開発」、または「(大分類) 企画・製作」の「(小分類) デザイン企画」に登録されていること。

- (3)参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4)周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5)平成21年度以降に、公共機関等(国、地方公共団体、公団又は公社等)が発注した、デジタルアーカイブを含む展示工事を元請として施工した実績を有すること。

#### 4 参加手続

##### (1) 実施要領・仕様書等の確認

###### ①公告日

令和元年8月6日(火)

###### ②公告方法

周南市公式ホームページ

###### ③関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、地域振興部文化スポーツ課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

##### (2) 参加表明書の提出

###### ①提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書(様式2)

イ 本実施要領3 参加資格に示す確認資料、履行実績調書(様式3)

ウ 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

###### ②提出期限

令和元年8月21日(水) 17時15分 必着

###### ③提出場所

周南市地域振興部文化スポーツ課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

###### ④提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しな

ったことによる異議を申し立てることはできませんので、ご注意ください。

⑤提出部数

ア 参加表明書1部 イ・ウ各2部

⑥参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果（様式4）を通知します。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認（8時30分～17時15分。土日祝は除く）を行ってください。

(2) 受付期間

令和元年8月6日（火）8時30分から令和元年8月15日（木）17時15分までとします。

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

文化スポーツ課 E-mail: ed-sports@city.shunan.lg.jp

文化スポーツ課 電話番号: 0834-22-8622

(4) 回答方法

令和元年8月16日（金）13時以降に周南市公式ホームページに掲載予定です。

## 6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、評価基準の根拠となる資料として、次のとおり企画提案書等を提出してください。（別紙1「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務の企画書提案書等作成要領」を参照）

①企画提案書表紙（様式5）

②主任技術者経験・実績（様式8）

③見積書及び内訳書（任意様式）

※業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること

④企画提案書（任意様式）

(2) 提出期間

令和元年8月22日（木）から令和元年8月29日（木）まで（受

付時間帯は、土日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までとします。)

(3) 提出場所

周南市地域振興部文化スポーツ課  
〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

(4) 提出方法

直接持参してください。

(5) 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 8 部とします。

## 7 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。(別紙 2 「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務のプレゼンテーション及びヒアリングの実施について」参照)

※企画提案書の提出者が 1 者の場合でも、当該企画競争は成立いたします。

(2) 受託候補者の選定

①審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務プロポーザル審査委員会」が行います。

②審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション・ヒアリング内容) 及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価します。

③受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、別紙 3 「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務のプロポーザル方式における評価基準」評価の方法の 3 により受託候補者を選定します。

④最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

⑤審査結果

プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書(様式 6)」を令和元年 9

月5日（木）、電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。また、受託候補者名、評価点及び選定理由、参加者の名称（50音順）、参加者の評価点（点数順）（参加者の名称と評価点の対応関係は明らかにしない）を9月30日（月）以降、周南市公式ホームページで公表します。

## 8 評価基準及び配点

別紙3「回天記念館デジタルミュージアムシステム制作業務のプロポーザル方式における評価基準」参照

## 9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和元年8月 6日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和元年8月 6日(火)から 令和元年8月15日(木)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和元年8月16日(金)
④ 参加表明書の提出期限	令和元年8月21日(水)
⑤ 参加表明者の確認結果の通知	令和元年8月22日(木)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和元年8月22日(木)から 令和元年8月29日(木)まで
⑦ 企画提案書の審査及びヒアリングの実施	令和元年9月 3日(火)予定
⑧ 審査結果の通知	令和元年9月 5日(木)予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和元年9月19日(木)予定
⑩ 審査結果等の公表	令和元年9月30日(月)予定

## 10 契約（受託候補者特定後）

### (1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評

価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

## 1.1 留意事項

### (1) 失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (2) その他の留意事項

- ①企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ②緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成1

- 6年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。
- ⑨参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
  - ⑩企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
  - ⑪電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

## 1.2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地  
担当部署 周南市地域振興部文化スポーツ課文化担当  
電話番号 0834-22-8622  
FAX番号 0834-22-8428  
E-mail ed-sports@city.shunan.lg.jp